

社会福祉法人西牟田保育園 役員報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人西牟田保育園（以下「法人」という。）の定款第9条、第23条の規定に基づき、法人の役員に対する報酬等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員には、別表により報酬を支払うことができる。

- 2 旅費は公共交通機関を利用する場合、実費を支払うことができる。
- 3 同日に会議等にあわせて法人及び施設業務を行った場合であっても日額分とする。

（出張旅費）

第4条 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

- 2 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（旧規則の廃止）

平成29年4月1日より実施の役員費用弁償規程は、これを廃止する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日より施行する。

この規程は、令和6年2月2日より改訂施行する。

別表

※ 報酬は源泉徴収後の金額とする。

		報酬（日額）
理事会	出席報酬	5,000 円
理事会	決議の省略の場合	5,000 円
評議員会	出席報酬	5,000 円
評議員会	決議の省略の場合	5,000 円
監事監査	出席報酬	5,000 円
評議員選任・解任委員会 出席報酬		5,000 円
法人及び施設業務のための出勤		5,000 円